

第 26 号議案参考資料

議 案 名

桶川市税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

- ① 森林環境税を個人市民税と併せて賦課徴収することに伴う所要の改正及び字句の整理を行う。

(第 36 条の 5、第 40 条、第 43 条、第 46 条、第 49 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 6 関係)

- ② 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年の申告内容と異動がない場合には、年初に提出する扶養親族等申告書の記載事項に、前年と同様である旨を記載することを可能とする規定を加えるとともに、引用部分の整理を行う。

(第 38 条の 3 の 2 関係)

(2) 軽自動車税

- ① 現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税種別割の税率を規定する。(第 88 条関係)

- ② 燃費や排ガスの不正行為を行ったグリーン化特例適用車において、納付額の不足分について、当該不正行為を行ったメーカーに負担さ

せる額に加算する割合を35%に引き上げる。

(附則第15条の3及び第16条の2関係)

3 施行期日

令和5年7月1日